

広報

環境カウンセラーちば

第19号
NPO 環境カウンセラー
千葉県協議会
理事長：土田 茂通

環境カウンセラーは、環境省に認定された環境の専門家です。
環境調査、環境管理・監査、廃棄物対策、環境教育・学習などお気軽にご相談下さい。

特定非営利
活動法人 環境カウンセラー千葉県協議会設立総会開催

3月29日(土)、JR千葉駅東口に程近いば・る・るプラザ千葉で平成15年度環境カウンセラー千葉県協議会の定期総会及び引き続いて特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会の設立総会が開催された。当日は会員総数116名のうち出席者数81人(内表決委任者38人)であった。

今年の総会は、例年と違って特別な意味のある総会とあって、会場の雰囲気も和やかな中にも、やや緊張したものがあった。

特別な意味合いとは、15年度の定期総会においては、①平成14年度(平成14年1月～12月)およびすでに会員の承認を得ている年度期間の変更にもとづいた年度移行期間(平成15年1月～3月)の2期についての活動結果の承認と②当協議会組織の解散と特定非営利活動法人化の承認を得ることであった。又、さらに引き続いて開催される特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会の設立総会においては、新しい法人組織に向けた、活動計画と新体制を審議・承認することであった。

平成15年度定期総会について

鈴木茂夫総務部長の司会で藤田忠宏を議長に選出して議事に入った。

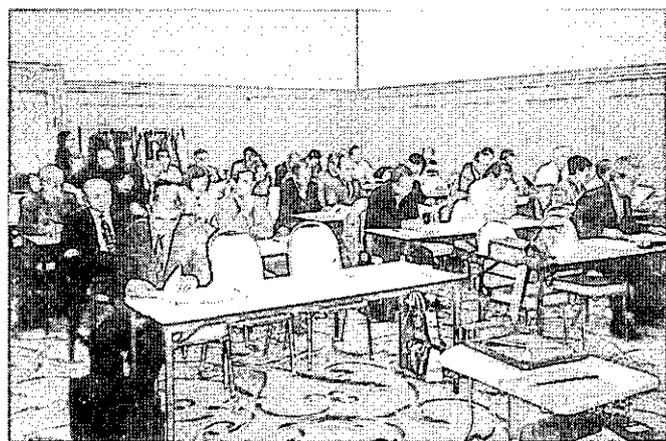
まず、冒頭で村上利子会長から、「①会の活動年度を1～12月から、4～3月に変更して、県などとの事業

に支障のないようにする。②法人化して、他のNPO等と一緒に、県や国からもより認めてもらえる会にしたいので協力をお願いしたい」との挨拶があった。

つづいて、第1号議案の平成14年度事業報告ならびに決算報告について、鈴木茂夫が議案書記載内容にそって、事務局、総務部、事業部、広報部、情報部、EMS支援センター、地球温暖化対策センター、廃棄物対策センターの各部・各プロジェクトセンターの活動状況を説明した。その中で、活動年度の期間変更については、平成15年1月～3月を年度移行期間とし、平成15年度は4月～翌年3月とする事で全会員に、はがきとe-mailで承認を求め、多数の賛成で承認された事が報告された。又決算報告も議案書に沿って報告された。その後、若干の質疑応答が行われた後、第2号議案の平成14年度の監査報告が、品田芳二郎監事からあり、当協議会の事業及び収支の状況が公正かつ妥当である事が報告された。

引き続いて、議長が第1号及び第2号議案の承認を求めたところ全会一致で承認された。

また、年度移行期間(平成15年1月～3月)に関わる事業報告・決算報告(第3号議案)を、鈴木茂夫が議案書と当日配布資料に基づき説明した。引き続いて、品田芳二郎により事業及び収支の状況が公正かつ妥当であるとの監査結果の報告(第4号議案)があり、その後、議長によるこの2つの議案の承認について採決



を諮ったところ、全会一致で承認された。

第5号議案は、「協議会組織の解散と法人化について」であった。土田茂通副会長が議案書に従って、「任意団体である現在の環境カウンセラー千葉県協議会を一旦解散して、特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会を設立し、法人化することとしたい。又、解散にあたり、現在の資産をこれから設立する特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会に継承したい」と議案を説明した。その後の質疑応答の中で、継承する資産とは何かとの質問に対し、國廣隆紀副会長から、先ほど説明のあった決算報告の中の次期繰越金と現在保有する物品である事、又会員については、新しい組織に入会するかどうかを意思表示してもらうことになるかと回答した。その後、議長が第5号議案の承認を諮ったところ、全会一致で承認された。

最後に、議長の求めに応じて、村上利子会長より退任挨拶が以下の通りあった。「千葉県協議会がNPO法人化して一段と力強くなる事は大変うれしい。まだ千葉県・市に席をおいているので、何かのとき力を使ってください。長い間のご協力有難うございました。」

議長が閉会を宣言したのは、予定時刻どおり14時だった。

特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会設立総会について

前記の15年度通常総会に引き続いて、仮議長の鈴木茂夫が開会を宣言した後、満場一致で再び藤田忠宏を議長に選出した。

第1号議案；特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会設立について、を議長の指示により、土田茂通が設立の趣旨書案に従い説明した。その後賛否を求めたところ、満場一致で可決された。

第2号議案は、新しい特定非営利法人環境カウンセラー千葉県協議会の定款案及び細則案の審議と採決であった。議長の指示により、國廣隆紀が、議案書の別紙にある定款(案)と運営細則(案)を説明した後、審議に入った。審議では、次の議決があった。定款の附則第6項で、この法人の設立当初の入会金についての規定があるが、この法人の設立総会開催前に解散した「環境カウンセラー千葉県協議会」の会員であって、引き続きこの法人の会員となる人は、第6項の規定にかかわらず入会金は不要とすることが決まった。その後、2号議案は、満場一致で承認された。第3号議案；当初の資産についても鈴木茂夫が会員の年会費及び解散した「環境カウンセラー千葉県協議会」の資産を継承して繰り入れる事を説明し、承認された。

第4号議案は事業計画及び収支予算についてである。議長の指示により、土田茂通による運営方針の説明に続いて、各部・各プロジェクトセンターの活動方針を平成14年度の各部長・センター長から説明し、又収支予算については、鈴木茂夫が説明した。その後4号議案は、満場異議なく承認された。

続いて第5号議案；役員の数については議長が理事18名と監事2名の事務局案を諮ったところ、満場一致で承認可決された。その後、議長の指示により、5分間、本会議が中断され、その間で臨時理事会が開催された。その結果、理事の中から、互選により理事長に土田茂通、副理事長に藤田忠宏及び國廣隆紀を選出した事が発表された。

第6号議案；設立認証申請について承認を求めたところ、全会一致で承認可決された。

最後に、議事録をまとめるにあたり、議事録署名人として河井恵子、國廣隆紀を選出して、議長は閉会を宣言し設立総会をつつがなく終了した。

その場で、新しい役職と顧問の紹介・披露が行われた。

理事長：土田茂通

副理事長：藤田忠宏、國廣隆紀

事務局長：戸村泰、事務局次長：河井恵子、総務部長：丸島忠夫、総務部副部長：鈴木茂夫、事業部長：茂利晃、事業部副部長：宮村啓二、広報部長：野口久、広報部副部長：藤田忠宏(兼)、林正徳、情報部長：國廣隆紀(兼)、EMS支援センター長：二宮恵、同センター副センター長：林正徳(兼)、廃棄物対策センター長：大山長七郎、地球温暖化対策センター長：辻川毅、同センター副センター長：服部達雄、環境学習センター長：倉田智子、同センター副センター長：田中茂

参与：市民活動担当：村上利子

監事：品田芳二郎、廣川一男

顧問：有馬富穂、荒野喆也、小角浩、野口康男

以上のすべてが終了したのが予定より約1時間弱伸びて16時に近かったが、出席者全員が充実した設立総会を持てた事を喜び、会の新しい発展を誓い合った。

その後、引き続いて、第11回環境セミナーとして会員 藤田忠宏の「燃料電池のやさしい解説」と題した特別講演(講演内容は4~5ページに記載)、引き続き17時から場所を宴会場に移しての懇親会と盛り沢山の催しも盛会のうちに、無事終了することができた。充実した一日であった。

(事務局長 戸村 泰)

NPO法人化への意義と役割

—新たな出発と心構え—

理事長 土田 茂通

特定非営利活動法人（以下、NPO 法人と称する）として当協議会は本年 5 月に認証申請が受理された。8 月には設立登記を行う見通しである。定款に「会員の環境保全に関する専門的な知識・経験にもとづき、市民、市民団体、事業者、教育・行政機関などの各主体とパートナーシップを形成し、環境保全活動の推進に貢献することを目的とする」と掲げている。

このことは、専門性を有する会員の構成に特徴がある NPO 法人環境カウンセラー千葉県協議会（以下、EC-Chiba と称する）は、パートナーシップを重視して利益の追求よりも社会貢献の実現を優先する非営利性、また継続的に存続し社会的責任を担う組織性、並びに政府に支配されない民間性を基本ベースに活動するものといえる。

そこで当協議会が毎年実施してきた夏季研修会を本年は 8 月 24、25 日に開催して、EC-Chiba のあり方を集中討議することを計画している。NPO 活動とは何かから話し合いを始め、NPO 法人における私たち環境カウンセラー（以下、EC と称する）の活動はどうあるべきかなど基本理念を参加者全員で合意形成を行いたいと考えている。また中期計画的に 3 年後の EC-Chiba の目指す姿を想定し、現実の姿とのギャップを把握して、その原因であるボトルネックは何かなどを議論し、中期計画（ビジョン、ドメイン、ターゲット）も議論したいと考えている。

ビジョンとして「EC-Chiba は環境保全活動を通じてよりよい社会の実現に貢献するために、ボランティア活動を基本ベースに置いて事業展開を行い、市民・市民団体・事業者・教育・行政機関などとパートナーシップを作り上げて、会員間の協力を大切に、各個人が心意気を感じる活動を行って、赤字を出さずに、実態を伴う事業展開の進展をはかる」と提案したい。

ドメインとして「これまで活動してきた事業展開を継続し、環境マネジメント支援活動・地球温暖化対策事業・廃棄物対策事業・環境学習事業の 4 部門を柱とする」と継続性を重視したい。

ターゲットとして「本年度は活動計画通りに実行してゆくなかで、次年度以降の具体的な施策を立案できれば今後の活動計画のベースづくり」となる。

平成 14 年 11 月に千葉県 NPO 活動推進指針が策定された。NPO 立県千葉を実現する為に、市民活動がやりやすくするために県の方針や施策が打ち出された。これまで NPO の動きをしにくくしていた県の行政を

改善するために、県は 6 つの基本原則、9 つの指針を打ち出した。今後行政サイドが具体的な姿として行動を伴ってくるのが考えられ、NPO 法人にとって活躍の場が増加してくることと期待している。

行政の広報には「本来、行政が責任を持って、主体的に行ってきたものを、市民の価値観が多様化や、よりきめ細かな柔軟性のある社会サービスには対応しきれない分野を NPO の活動を」と説明している。またこのことは広く認識されていると考える。

しかし、低成長経済社会、デフレ状況の社会では税収入が減少し、行政は人、もの、金などの資源が回らなくなり、国・県・地方自治体に至るまで、肥満した行政の構造体質を転換しつつ、NPO 活動の活性化策をうちながら進めてゆき、市民は自ら自己責任をもって、行政の補完を行う仕組みや助け合いの社会へと転換していかなければ、日本社会の崩壊につながりかねないのである。すなわち、日本社会がボーダレスの国際経済社会の中で生き残る為に必然性をもって生まれてきたものであるとも云える。

本来、農耕民族の日本人は助け合い社会を構築するに長けた民族であることは歴史上で事例が多く存在し、広く知られているところである。戦後のアメリカ式民主主義が日本社会の姿を変えてきた。自由で豊かな社会を作り上げてきたことは間違いの無い事実であるが、価値判断は金銭優先で、激しい競争を勝ち抜く社会を作り上げてきたとも云える。

このような金銭優先で、激しい競争を勝ち抜く展開のみでは、危機迫る環境保全問題、弱者救済等の福祉問題は良くなっていくとは考えられない。今後は NPO 法人市民活動の実践を通して、新しい価値観を見出し認識することが最も重要なことと考える。

最後に「今こそ、私たち EC-Chiba はボランティア精神を育成し、行政を補完すべき機能を受け持ち、持てる人材を生かして、会員同士の尊重と協調を基本として、心意気を感じる活動を実行し、厳しい社会を明るくする社会貢献の責務を全うしよう」と結びたい。

補足に、哲学者の言葉を引用、「近代文明の原理では、人類が自然科学の進歩で自然界を支配できると考えてきた。自然に生かされ共生する人類、地球は有限であるとの気付き、近代文明の限界に人類は気付きはじめた。新しい哲学が求められている時代を迎えた」と。

総会特別講演要旨

「やさしい燃料電池」

副理事長 藤田 忠宏

はじめに

燃料電池というと大変難しいものと考えられていますが、原理的には水の電気分解の逆と考えればよいわけで、実験によって簡単に原理を理解することが出来ます。先ずこの実験の説明を致しましょう。

準備するものとしては、日本酒のワンカップのビンとプラスチックのふた、鉛筆の芯2本（電極）、1.5ボルトの乾電池2個、食塩水（電解質溶液）、導線2本、テスター又はLED等発電を確認できるもの、です。

これを組み立てて、先ず、3ボルト（直列2個）の乾電池をつないでやると、水の電気分解が始まって、電極の鉛筆の芯が夫々、水素と酸素の気泡で白っぽくなってきます。芯が適度に白っぽくなったところで乾電池を外してテスターにつなぐと、約0.8ボルトを示し、LEDにつなぐと赤く光ります。これが水素と酸素から電気を作り出す燃料電池の原理ですが、電気が起きたことの確認は電子オルゴール（オルゴール電報）でも良いそうです。（以上の実験は、燃料電池 NPO 法人 PEM-DREAM の坂本さんに教わったものです）

燃料電池は、発電効率が高く、且つ低負荷運転でも効率が下がらない。設備の規模に左右されず、小規模でも高い発電効率を得られ、必要な場所で必要な量の発電を行う分散型発電で、送電ロス削減できる。水素源として、都市ガス、プロパンガス、メタン^①、ナフサ、石油等原燃料の多様性がある（ビール会社では、メタン発酵ガスによるりん酸型燃料電池が稼動している）といった数々の特長のために、急速に開発が進展しつつあります。

現在、民生用として開発が進んでいる燃料電池には、りん酸型（PAFC）、高分子電解質型（PEFC）、熔融炭酸塩型（MCFC）、固体酸化物型（SOFC）と、大きく4種類があります。これらは、前の実験での食塩水の代わりに使われる電解質の違いによって分けられたものですが、一層効率を高める為の工夫や、夫々の特長を生かした用途開発が行われているわけです。これから、この4種類の燃料電池について、その特長や課題について簡単に説明を致します。

①りん酸型燃料電池（PAFC）

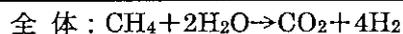
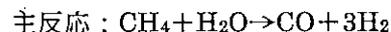
約200℃で使用され、オンサイト用として現在最も大規模に試験が行われています。電解質は100%に近い濃度のりん酸を粉末に染み込ませて、流動しないようになっています。

電極は、水素や酸素が通り易く導電性も高い多孔質のカーボンペーパーで、電解質に接触する側には、触媒として超微粒子の白金が分散されています。

この燃料電池の弱点は、白金触媒が一酸化炭素によって被毒されることです。

水素は、天然ガスのような原料を、水蒸気と一緒に改質器に供給することによって得ています。

これを化学式で書くと次のとおりです。



改質器を出た段階でのガスの組成は、水素約80%に対して、一酸化炭素と二酸化炭素が夫々約10%含まれていますので、改質器の後に変成器を置いて、一酸化炭素と水蒸気を反応させて、一酸化炭素を水素と二酸化炭素に変え、水素約80%、二酸化炭素約20%で、一酸化炭素は1%以下のガスとして供給されています。従って、りん酸型燃料電池は一酸化炭素に強い新しい触媒の開発や量産化によるコストダウンが課題と言えるでしょう。

②高分子電解質型燃料電池（PEFC）

作動温度は70~90℃で、この高分子電解質型電池の主役は、電解質として水素イオンを通す高分子膜（イオン交換膜）です。

電極は、りん酸型燃料電池と同様、多孔質のカーボンペーパーが使われています。

高分子電解質型燃料電池では、電池の動作温度が低い為に、一酸化炭素による白金触媒への被毒は、りん酸型燃料電池の場合よりも一層ひどく、改質器の後にりん酸型燃料電池の場合と同様の変成器を付けただけでは不十分で、更にその後、一酸化炭素除去器を置いて一酸化炭素をppmレベルまで下げるため、触媒も白金-ルテニウム合金として、ルテニウムの作用で触媒の表面から一酸化炭素を除去する仕組みになっています。

この電池は、単位重量当りの出力即ち出力密度が高く、又、構成材料が全て固体で、高分子膜強度が大きいこととも相俟って、振動に強く、自動車用や可搬用の小型電池としての適性に大変優れています。

作動温度が70~90℃と低いことも、高分子膜の寿命や取り扱い易さと言った面からは長所ではあるのですが、前にも述べましたように、一酸化炭素による触媒の被

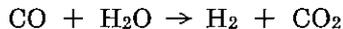
毒が厳しく、被毒の少ない安価な触媒の開発と高分子膜の耐熱性の向上が最大の課題と言えるでしょう。即ち、現状より高温の、例えば、100～120℃での運転が可能になれば、触媒被毒はそれだけ軽減され、電池の効率も向上し、更に、コジェネレーションによる排熱利用も、やり易くなるわけです。

③溶融炭酸塩型燃料電池 (MCFC)

電解質の溶融炭酸塩は、炭酸リチウムと炭酸ナトリウムの混合物（モル比で、 $\text{Li}_2\text{CO}_3 : \text{Na}_2\text{CO}_3 = 52 : 48$ ）で使用されますが、これは、融点降下を利用したもので、炭酸リチウムの融点が725℃、炭酸ナトリウムの融点が858℃であるのに対して、混合物の融点は501℃になっています。溶融炭酸塩型燃料電池は650℃で運転され、この炭酸塩は650℃では粘性の低い透明な液体になりますが、実際には、リチウムアルミネート（ LiAlO_2 ）の多孔質版に含浸保持されています。

電極は、燃料極にニッケル系多孔質焼結体が、又、空気極には酸化ニッケル系多孔質焼結体を使用され、いずれも反応触媒を兼ねています。

この電池の大きな特長は、電極に白金触媒が使われていない為、一酸化炭素の悪影響が無いばかりか、逆に、一酸化炭素は燃料極で水分と反応して水素を発生させ、原料として有効に働きます。



溶融炭酸塩型燃料電池には、この他にも、

- ・動作温度が高い為電極での反応が進みやすい。
 - ・石炭ガス化ガス（主成分は水素と一酸化炭素）等、原燃料の多様化が可能。
 - ・高温排熱を利用したコンバインドシステムで発電効率を高めることが出来る、と言った特長があります。
- 一方、今後の課題としては、
- ・炭酸塩に対する耐食性が強く、高温で熱変形しない構造部材の開発
 - ・石炭ガス化ガス利用の為の、脱硫等の精製技術
 - ・コンバインドシステムの実証と確立
- と言った技術の開発確立があげられます。



④固体酸化物型燃料電池 (SOFC)

酸化ジルコニウム（ジルコニア）と少量の酸化イットリウム（イットリア）とを焼き固めた混合セラミックは、約1000℃の高温になると、酸素イオンが固体中を容易に移動できるようになります。この原理を燃料電池の電解質として応用したのが、固体酸化物型燃料電池です。ここで、ジルコニアにイットリアを8モル%添加混合したものは、昇温に伴う体積膨張をミニマイズさせる効果もあって、安定化ジルコニア（YSZ）と呼ばれています。

電極としては、燃料極にはYSZとの熱膨張差が小さいニッケルとYSZとの混合物の多孔体が、また、空気極には、電導性が良くて且つ高温で安定なランタンストロンチウムマンガンナイト又は、ランタンストロンチウムコバルタイトが使われています。

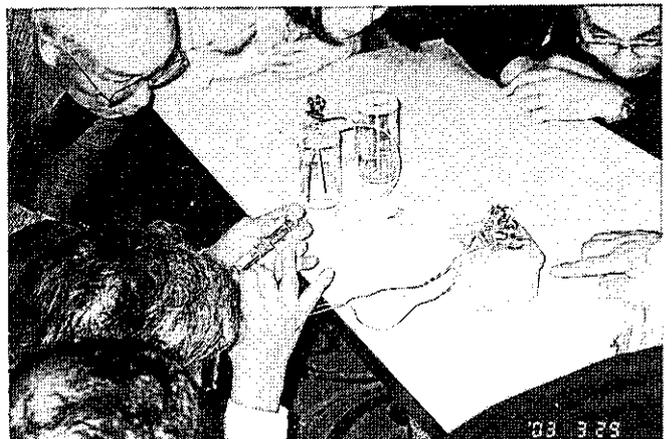
固体酸化物型燃料電池は、次のような数々の特長を持っているため、中～大規模の火力代替電源や分散型電源として有望視されています。

- ・作動温度が高く電極での反応が進みやすい為触媒が不要である。
- ・一酸化炭素や二酸化炭素の影響を全く受けない。
- ・温度が高い為、改質器を使わず内部改質が可能。
- ・石炭ガス化ガス等、原料の多様化が可能。
- ・高温排熱を利用したコンバインドシステムで発電効率を高めることが出来る。

しかしながら、作動温度が1000℃では、あまりにも高すぎて、材料の選定が困難である為、700℃程度を目標とする開発が進められています。

おわりに

経済産業省は、燃料電池自動車については、2020年時点の目標を、500万台、水素供給ステーション設置数4000箇所と設定しており、分散型電源の設置も含めて、今後、目標に向かって急速に開発が進展してゆくことでしょう。



環境学習センター スタートラインに立って

環境教育・環境学習とはどんなものでしょう。

「教育は文部科学省、学習は環境省だよ」と管轄の省庁を言う冗談っぽい人もいれば、「教育は強制されるもの、学習は自ら学ぶもの」と喝破する方もいます。

教育界において総合学習がスタートし、週休2日が実施となって1年経過、先行きの読めない厳しい社会情勢の中であって、環境学習の社会的位置付けは確固としたものではありません。

協議会の一部門としてどのような役割を担うのか、基本的考えを述べ、目標を掲げることとします。

1. 市民部門を中心に市民活動の推進役として
2. 環境保全に関わるメンバーの実践から学ぼう
3. 先生は要らない。先達が欲しい
4. 自ら学ぼう・常に自己研鑽を
5. 相互に学びあう双方向性
6. 参加者から学ぶこともある
7. 間口は広い・生活すべてが環境問題に直結
8. 答えは一つではない・多様な考え方を
9. コミュニケーションと合意形成
10. 知識の押し売りではなく考える力を養う方向で
11. ネットワーク作り
12. 今年度基礎固め

今千葉県協議会には110名余りのメンバーがいますが、その殆どが事業者部門の方です。会社人間ではなく市民感覚をお持ちの方が100人にもなったら、協議会は無論のこと、世の中までもが変わってくるのではと、淡い望みを抱いています。何故100人なのかというと「100匹の猿」の話が根拠なのですが、ご存知の方は他の方へ語り継いで下さると、うれしい限りです。

今年5月事業者部門の技術士の方が日本自然保護協会の自然観察指導員になりました。「以前からなりたかった」と伺い、現在100人力をもらった感じがしています。しかしながら自然ばかりが環境学習ではありません。今までなかった分野、自然を主に扱うこととなりますので、先行する各センターと連携をとり、社会から何が要求され、どのように取り組めばよいか探りながら、トライアル・アンド・エラーを進めていきたいと考えています。自然と市民活動を重点に置いた活動になることでしょう。

皆様の強力なバックアップをお願い申し上げ、抱負といたします。

(環境学習センター長 倉田 智子)

新緑の昭和の森で自然観察会開催

去る5月18日、地質専門家の品田さんを特別講師に迎え、昭和の森急崖線の新緑を楽しみながら房総半島の生い立ちを学ぶ観察会が開催された。あいにくの曇り勝ち天気であったが、22名が参加し、所定のコースを回ることが出来た。

昭和の森管理事務所に特別にお願いし、貴重なホトケドジョウやゲンジボタルのサナギ等を観察する許可をもらったが、あいにくの天候で、十分な観察が出来なかったことは残念であった。

下夕田池では在来種のメダカやクチボソ、テナガエビ、フナ等を食い荒らして生態系を乱す、ブラックバスやブルーギルを捕獲する網を入れ、ブルーギルを参加者に見てもらうことが出来た。

又、隠し田は江戸時代から沢の絞り水を灌漑に使い、無農薬で、稲を栽培していて、トウキョウダルマガエルの大合唱が心地よく耳に届いた。今回の観察会の目的の1つは崖下の農薬を使った田んぼにカエルが殆どいないのに何故隠し田にはカエルがいるのか？レイチェルカーソンの「沈黙の春」の現実を、参加全員に気付いてもらう事であった。幸い、私の近くにいた数名の方はそのことに気付いて頂き、良かったと思う。

切通しには千葉県特産の水性ガスを守る笠森層があり、品田さんの特別実体験実技を拝見した。この急崖線地区には昭和の森公園内よりも野生の植物が多く残っていて、植物に関心のある人は良く訪ねる。

午後から急崖線の急な坂での新緑を楽しんだり、崖に見られる大昔の生き物の化石(生痕化石)、50万年前に火山の噴火で出来た火山灰層、豊富な地下水の湧くトンネル、ノジュールなどを品田さんの説明を聞きながら見る事が出来、有意義な1日であった。

このような企画で一人でも多くの方々が環境問題に関心を持って頂けたら幸いである。

(環境学習センター副センター長 田中 茂)



「環境報告書ガイドライン」の概要紹介

1. ガイドライン作成の趣旨

社会的なニーズとともに利害関係者の環境に対する関心の高まりが大きな背景となり、事業者による環境負荷の少ない経済社会実現のための環境改善活動が活発になっている。これらの事業者が社会的説明責任の重要性を認識し始めたことから、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンスの状況、環境会計等の情報をまとめて環境報告書として公表するケースが年々増加している。このガイドラインは事業者独自に作成・公表していた環境報告書に統一した方向性を持たせようと国内外の最新動向を踏まえ、望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめ、実務的な手引きとなるよう環境省が作成したものであり、内容の比較可能性、客観性を持たせると同時に、読者の理解を助けるものである。当面は大規模事業者の使用を想定し作成したものであり、中小事業者に対しては比較的容易に環境保全への取組と、報告書作成ができるようエコアクション21を策定している。

2. ガイドライン策定の経過

環境省は、97年6月に「環境報告書作成ガイドライン～よくわかる環境報告書の作り方」(事例集的)を、そして01年2月23日に大幅改訂し「環境報告書ガイドライン(00年度版)」を発表した。パフォーマンス指標が02年度版として改訂されたことを受けて環境報告書ガイドラインも今年見直される予定である。

3. ガイドラインの概要 (詳細は <http://www.env.go.jp/policy/report/h12-02/index.html> 参照)

環境報告書の作成の必要性や公表対象利害関係者、環境報告の基本要件や原則、環境報告書記載事項(特に利害関係者が求めている情報を重視)等についての手引きが記述されている。

4. 環境報告書の基本情報が役立つための必要条件

全ての事業者が環境報告書を作成・公表。
・記載情報が正確。
・事業活動の状況や方向性を正しく反映。
・事業者が社会の期待に応えた環境保全行動を実行し、その方向が示されている等。

環境報告書等の情報を基に事業者の「環境格付け」や「エコファンド」への動きも活発になってきた。環境報告書の作成実態が発展し続けていることからこのガイドラインは更に改善される方向にある。

環境報告を促進させるための検討会が開催され第3者レビューや今後のあり方等が検討されている。(「促進方策に関する検討報告」<http://www.env.go.jp/policy/report/h15-02/index.html> 参照)(EMS支援センター幹事 三須 一芳)

平成15年度 地球温暖化対策センターの活動計画について

地球温暖化対策に対する「温暖化対策推進大綱」の改訂、「京都議定書」の批准等法整備も着々と進んで来た、千葉県においても、法の推進をすべく、「千葉県地球温暖化防止活動推進員」制度を発足させ、平成14年度は約130名が平成15年度は約260名が推進員として県から委嘱され、地域活動を自主的に展開している、環境行政指導方針として、温暖化対策推進活動を通して「地域協議会」が組織化されて地域の温暖化対策活動における省エネが推進できることが必要であると指導している。

我々、環境カウンセラー千葉県協議会も、昨年「地球温暖化対策センター」を発足させ、今年度は、県から委嘱された地球温暖化防止活動推進員を含む35名がセンターメンバーとして集い、勉強会を開催しながら、各地域において自治体行政、ボランティア団体等と共に市民への啓発学習、活動を推進しているところである。この様な背景において地球温暖化対策を推進、指導するためには、県の地球温暖化防止活動推進員達を中心となって地域の活動、活性化を進めていくことが重要と考え、当協議会の地球温暖化対策センターが、県の地球温暖化防止活動推進員、地域環境保全指導者等を対象として、指導力のブラッシュアップと仕組み作りのための研修会を実施して行くことを、第1の方針として掲げたい。

15年度の実施手法、カリキュラム等は、現在関係各所と検討しているが、準備期間(デモ用機器の製作、原稿執筆、資料作成等)も必要であり、10月頃から県下3カ所程度(候補地域は香取支庁管轄、他2カ所の周辺地域を検討)で実施したい、(本事業は、次年度も他地域にて継続予定)。

研修会の概要は、1カ所あたり3日間(月1回で3ヶ月間継続)で進める予定である。また、研修会を開催するにあたり、受講費は無償で考えるが、必要経費については、本活動を支援していただける公的資金、企業の社会還元施策の支援等を模索しながら進めたい。この研修会で参加された方々のレベルアップがなされて、その地域において指導者として盛り上げていただければ幸いである。

第2の方針は、各地域においての、学習会、展示会等各種イベント施策にも積極的に支援協力すること。これに対しての具体的な実施内容は、センター員に地元地域での日常活動を通して提案等を出して頂き、理事会、センター会議で検討したい。

(地球温暖化対策センター長 辻川 毅)

平成14年度 産廃問題と動向

環境省発表資料によると10年間で、廃棄物事犯の検挙件数は、4,023件、その内、産業廃棄物事犯は、1,858件（共に、2002年実績）で約2倍に増加した。

廃棄物の不法投棄防止で全国の自治体は、各々独自の対策をとってきたが本格的には、2003年度からが多いようである。千葉県周辺の自治体の動きは、次の様である。

- 東京都 2002年4月から、不法投棄の未然防止、事後の迅速な対応のため「産廃Gメン」を設置。関東甲信越、静岡、福島地区1都11県11市による「産廃スクラム23」をスタートさせた。
- 神奈川県 2003年度から不法投棄撲滅キャンペーン事業を始め、夜間、早朝パトロールの実施、監視カメラの設置、NPOと協働して不法投棄現状マップ作成等を実施。
- 埼玉県 2002年7月から、県内3カ所に監視所を設置し、早朝、夜間、土日を含めた変則勤務で対応。また警察、市町村で構成する「不法投棄対策会議」を設置。更に、2002年12月から職員の立入り指導制度を導入。
- 千葉県 不法投棄日本一の汚名を返すべく、全国初の産廃条例を2002年3月に制定（10月1日施行）した。不法投棄防止に加え、自社処分を隠れみのにした法規制を逃れる悪質事業者に歯止めがかかった。2002年9月の県議会では「条例の的確な運用を図ることにより県内から不法投棄や堆積廃棄物などが一掃されるよう全力を挙げる」との方針を示した。

環境省は、2003年3月に廃棄物処理法の改正案を国会に提出した。（本年12月施行予定）その内容は、不適処理の防止、未遂罪の新設、野外焼却の処罰、不法投棄に関与した法人への罰金（1億円以下）処分逃れの届出をした業者は5年以内再申請不可等が盛り込まれている。2002年2月に発生した栃木県鹿沼市の環境職員の殺害事件にもあるように、全国的に廃棄物対策担当者は、危険に直面して対応している。

2003年度の主な不法投棄摘発状況は次の通り。

- 1 4/23 小見川町の町議会議長が不法投棄で逮捕
- 2 7/18 松戸市で昼廃材タイヤ投棄で業者逮捕
- 3 9/19 佐原市の食品汚染投棄で業者逮捕
- 4 10/30 千葉市で産廃を不法受入れて地主逮捕

2003年6月11日、改正廃棄物処理法と産廃処理特別措置法が国会で可決成立し、再生に動き出した。

（廃棄物対策センター長 大山 長七郎）

環境省および環境カウンセラー全国連合会の動向

環境問題を解決し持続可能な社会を構築することは、21世紀の最大の課題であり、環境省は環境保全のために国民の自主的、自発的な「地域環境力の強化」を図ろうとしている。昨年末の中央環境審議会の「環境保全活動の活性化方策について」の答申を受けて、「環境カウンセラー登録制度に係る検討会」が設置され、パブリックコメントを取り入れての見直し検討が進められている。また自然環境と共生する人材を育てるための環境教育・学習を推進する目的で、地球環境基金助成事業が企画され、環境カウンセラー全国連合会（ECU）が受託して実施してきた。この関連で今国会では、「環境保全・環境教育推進法」として法制化が審議される予定となっている。この「地域環境力の強化」のために昨年から全国9ヶ所に地域環境対策調査官事務所が開設され、環境カウンセラーとの協働も軌道に乗せられようとしている。

また、事業者向けの「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」が見直され、従来のパフォーマンス重視の仕組みにISO14001に近いシステム要求や環境報告書作成要求などが加えられて審査登録制度に改められることになる。これの推進に環境カウンセラーが活動するなどの枠組みとされ今年度パイロット事業が環境省で開始されようとしている。

このような環境省の動きに環境カウンセラーがスムーズに連携できるようにECUは、6月13日、NPO法人設立総会を開催し法人化を決議した。

（副理事長 國廣 隆紀）

NPO 環境カウンセラー千葉県協議会会報

第19号（発行日 2003年7月6日）

発行：NPO 環境カウンセラー千葉県協議会（会員：109名）

ホームページアドレス：<http://www005.upp.so-net.ne.jp/ec-chiba/index.htm>

事務局：千葉市美浜区真砂3丁目18番2棟505号 戸村 泰方 Tel 043-270-6600 Fax 043-270-6601

郵便振替口座：00110-5-34692（会費未納の会員は、こちらに入金して下さい。）

編集：広報部 野口 久、藤田忠宏、林 正徳、二宮恵、大山長七郎、松本源寿

Tel& Fax 04-7122-6877、E-Mail hisanogu@lapis.plala.or.jp（記事の寄稿はこちらに）

（古紙100%再生紙使用）

広報

環境カウンセラーちば

第20号

特定非営利活動法人
環境カウンセラー
千葉県協議会

環境カウンセラーは、環境省に認定された環境の専門家です。

環境調査、環境管理・監査、廃棄物対策、環境教育・学習などお気軽にご相談下さい。

地球温暖化対策特別プロジェクト 「アースプロテクトCHIBA」(呼称「EPCプロジェクト」)の紹介

本年7月に登記が完了し、「NPO法人環境カウンセラー千葉県協議会」が正式に発足しました。今後はNPO法人として対外的にも開かれた運営、社会に貢献する活動をしてゆることが求められるようになりましたが、丁度この時期に千葉県から新しいプロジェクトを受託し、さらに東京電力と連携して地球温暖化対策に関する協同事業を実施することになりました。

どちらも当協議会の新しい出発に相応しいプロジェクトであります。これからの協議会の活動の試金石となるものであることから、NPO法人環境カウンセラー千葉県協議会の最初の「特別プロジェクト」とし、協議会挙げて取り組んでいただくことにしました。

この地球温暖化対策特別プロジェクト「EPCプロジェクト」は、(1)千葉県から受託した「地球温暖化防止活動推進員の養成・ブラッシュアップのための研修会の開催」と(2)東京電力との協同事業である「地球環境フォーラムの開催」との2つの大きな事業で構成されています。

当協議会も NPO法人に仲間入り

去る4月、「特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会」になるために千葉県に設立認証申請をしていたが、7月28日に認証され、特定非営利活動法人(NPO法人)として成立した。これから、法人としての社会的責任を肝に銘じ、益々重要となる環境保全に総力を結集して、貢献していきたい。

副理事長 國廣 隆紀

I「地球温暖化防止活動推進員の養成・ブラッシュアップのための研修会の開催」(千葉県事業の受託実施)

平成15年度千葉県NPO活動提案募集事業に当協議会から提案した「地球温暖化防止活動推進員の養成・ブラッシュアップのための研修会の開催」が採択されました。

この提案は、「ちば2003年アクションプラン」の重点施策(「良好な大気環境の確保」)の戦略的・重点的施策展開の一つである「県民や事業者の地球温暖化防止に係る取組の支援や対策の普及を図るとともに、県自ら率先的に温室効果ガスの排出削減を推進します。」の重点事業「地球温暖化防止活動推進事業(環境政策課)」の具体的施策として提案したものです。

千葉県は、平成12年度に「千葉県地球温暖化防止計画」を策定し、平成22年度(2010年度)までに県内の温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)に比べ6%削減することを目標として種々の対策を進めております。民生部門については、温室効果ガスの排出量が増加傾向にあり、市民生活のうえでの実効性のある排出抑制施策の展開が急務であります。一般市民は今までのライフスタイルからなかなか脱却できないしており、温室効果ガスの削減には至っていないのが現状です。

一方、民生部門の排出抑制を推進する中核的担い手として、本年4月に平成15~16年度を任期とした第2期の地球温暖化防止活動推進員が261名委嘱されました。今後この推進員の活発な活動によって県民あげての意識付けを進めることに期待が寄せられております。そこで、これからの推進員の活動を活性化し、より充実したものとしてゆくために、「地球温暖化防止活動推進員の養成・ブラッシュアップのための研修会」を提案しました。

< 研修会の概要 >

(1) 目的

- ① 地球温暖化防止活動推進員の活動を活性化し、より充実したものにする。
- ② 地球温暖化防止活動推進員、各自治体の関係者および各地域で環境活動を進められている方々の意識の共有化、市民への啓発の協力体制の強化を図る。

(2) 対象

- ① 地球温暖化防止活動推進員
- ② 県内市町村の環境保全施策の関係者
- ③ 各地域で環境保全活動を推進している、あるいは地球温暖化防止活動に高い関心を持っている一般市民の方々

(3) 特長 <月に一回ずつ計3回(3日間)の集合研修>

- ☆ 単なる一方通行研修でなく、参加者からもフィードバックができる双方向型研修とする。
- ☆ 講義だけでなく、自宅でデータを取得し、その結果を持ち寄り検討しあう実習型研修を取り入れる。
- ☆ それぞれの地元において、自治体等と協力してパートナーシップを形成し、地球温暖化対策活動を推進してゆくための実践的研修を目指す。

(4) 実施時期 <毎月1回 × 3回>

平成15年11月～平成16年1月

(5) 実施場所

- ① 第1会場 [県北東部]
(成田・佐原・香取・印旛方面)
- ② 第2会場 [県北西部]
(東葛北部方面)
- ③ 第3会場 [県南部]
(市原・袖ヶ浦・木更津・君津方面)

(6) 日程

[第1日]

- (1) 地球温暖化問題、地球温暖化対策と推進員の役割に関する導入講義
- (2) 「環境家計簿」の記入方法の実地指導
- (3) 「省エネナビ」、「ワットメータ」の使い方の説明と「ワットメータ」貸し出し

[第2日]

- (1) 家電製品、自家用車の省エネルギーに関する講義
- (2) 住宅の省エネルギー、ライフスタイルの変更に関する講義
- (3) 「環境家計簿」の記録および「ワットメータ」による測定結果を持ち寄っての検討

[第3日]

- (1) 「地球温暖化対策地域協議会」活動の進め方
- (2) 地域における環境対策活動の事例紹介
- (3) 今後の「推進員」の活動方向、具体的取り組みについての討論

この研修会は、「県事業」(千葉県が主催者)として実施されるものです。この実施を委託されたことは、私たち「環境カウンセラー千葉県協議会」として大いに名誉なことではありますが、一方においては提案どおりに遅滞・遺漏なく実施する責務を負っていますので、会員の皆様の全面的なご協力、ご支援をお願い致します。さらに、研修会そのものへも積極的に参加していただくようお願い致します。

II「地球環境フォーラム千葉2003」

(東京電力との協同事業)

東京電力(株)と共催で、次の3つの行事を実施する予定です。

(1) 地球環境対策学習会(平成15年12月)

上記県事業の研修会を受講できなかった推進員、市町村環境対策担当者および各地域で環境対策活動に取り組んでいる人、あるいは地球環境活動に関心を持っている人を対象として、半日コースの地球温暖化対策に関する実践的学習会を行う。

(会場は千葉市を予定)

(2) 火力発電所見学(平成16年1月末頃)

県事業の研修会受講者および「(1)地球環境対策学習会参加者」を対象として東電千葉火力発電所の見学を行う。

(3) 地球環境フォーラムの開催(平成16年2月)

県事業の研修会受講者および「(1)学習会、(2)見学会参加者」に参加を呼びかけて、「フォーラム」を開催し、研修成果の発表と地球温暖化対策に関する今後の具体的な活動方向について討論する。

(会場は千葉市を予定)

現在、東京電力と実施内容の具体的煮詰めを進めているところです。実施案が確定し次第、「チラシ」などによって各行事の案内をさせていただきます。

このフォーラムは、当協議会が主催して実施するもので、上記「I県事業の研修会」とは別個の活動です。しかし、この2つの事業を当協議会が実施することによって、2つの事業の相乗効果が発現され、今後の千葉県における地球温暖化対策活動の活発化、地域での根付きに大きく寄与するものと期待しております。

会員の皆様のご協力・ご支援をお願いする次第です。

なお、開催する場所と期日については、最終的に決定次第 EC-Chiba メール、あるいはホームページでお知らせいたします。

(地球温暖化対策センター長 辻川 毅)

(同 副センター長 服部達雄)

第12回 環境セミナー開催

NPO 環境カウンセラー千葉県協議会主催の定例の環境セミナーを5月25日(日)に千葉県立中央博物館講堂において会員30名、一般11名、計41名の参加で開催した。今回は千葉県立中央博物館・生態環境研究部長農学博士中村俊彦氏より「里山に映る環境問題」について、千葉県立中央博物館・環境教育研究科科長農学博士小川かほる氏より「環境のための批判的教育」について講演を頂き、その後講演に密接に係わる博物館を見学して研鑽を深めた。

中村俊彦氏は「里山に映る環境問題」と題して変わりつつある現状について次のように講演された。

人々は里やまから食料や燃料をはじめ様々な資源を得てきた。しかし、それは決してその自然を壊したり、疲弊したりすることはなかった。むしろ、人々に培われた里やまには、多様かつ連続的な自然のつながりが備わっており、そこには多くの動植物も暮らしていた。そして、里やまでは資源・エネルギーが循環し、水や空気が浄化され、人々に対しては作物が収穫できる他、感動や安らぎを与えてくれる。里やまは、まさに自立し持続可能な生態系を備えた自然空間である。

しかし、そのような昔ながらの正しい里やまは、現在では急速に消失している。里やまの保全・再生には、多くの人々が里やまの価値や農家の苦勞を共有しつつ互いに協力していかなければならない。千葉県は5月18日に「千葉県里山条例」を施行し、同日を「里山の日」と定め、本格的な保全と活用の取り組みを開始した。

最後に中村俊彦氏は、人と自然が調和する里やまの環境を守る課題は、技術ではなく、農家を生き返らせることだ。今回、天皇行啓の全国植樹祭が行われたが、50年前は千葉県にトキがいた。トキの舞う千葉にしたいと結ばれた。

また小川かほる氏は「環境のための批判的教育」と題して、次のような内容について講演された。

(1)環境と持続可能性のための教育

私自身は、環境教育は持続可能な社会を目指して、地球的な課題と複雑に関連しあっている環境問題を解決あるいは未然に防ぐために主体的に行動できる人間の育成を目指している。そのような人間とは自

然にたいする豊かな感性を持ち、次のような技能と態度を有する人と考えている。

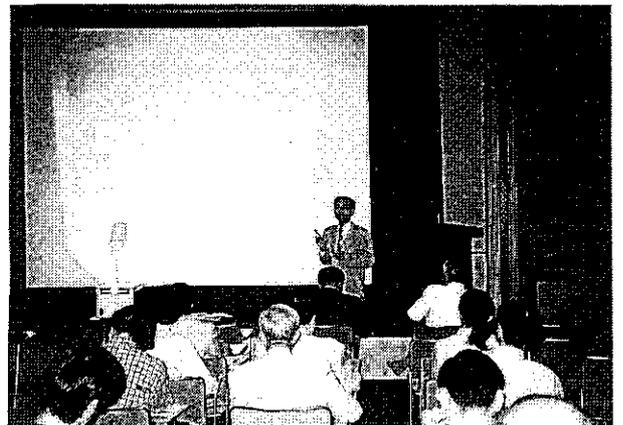
- ・さまざまな事象を批判的にとらえ主体的に考える価値の明確化
- ・自らの考えを相手にきちんと伝え相手の話をきちんと聞き、違いのわかるコミュニケーション能力
- ・他者を理解できる他者の理解・受容
- 自己肯定感：セルフエスティーム(まず自分に自信をもつ)が基本
- ・多様な価値観をもつ人々が、持続可能な社会を構築するために協力する合意形成
- ・問題を発見し、その根本原因を把握し、複雑な問題をよりよく解決する問題解決能力

(2)環境のための批判的教育

環境についての事実や概念を教える教育「環境についての (about)」、自然のなかでの体験学習「環境の中での (in)」、環境問題を解決するための教育「環境のための (for)」がある。環境教育が持続可能な社会の構築を目指すものであるなら、環境のための環境教育を強く志向することが必要である。

教育というシステムは、社会体制を維持する方向と社会を変革する方向の二つの目的を持っている。現在の地球環境の危機、即ち人類の生存の危機に直面して、持続可能な社会に変えようとする努力が各地域・国で、そして国際的に取り組まれている。もし、大量生産・大量消費・大量廃棄の産業化によって獲得した豊かな消費社会を推し進める価値観の再生産に教育がかかわってきたのであれば、教育そのものを見直すことが必要である。だからこそ、持続可能な社会に変革するために、批判的な思考方法を獲得し、主体的に行動できる市民になるための教育、即ち環境教育が重要となってくる。

(事業部長 茂利 晃)



第5回 夏季研修会開催

— 「NPO法人としての今後の活動の活性化」をテーマに —

今年の7月28日に当協議会もNPO法人として新たな第一歩を踏み出した。これに合せて「NPO法人としての今後の活動の活性化について」をテーマに、当協議会の会員24名の参加を得て8月24日、25日、ユートピア笠森で夏季研修会を開催した。

最初に、千葉県環境生活部NPO活動推進課課長の森田昌雄氏から、「NPO法人の今後の運営上の留意点について」をテーマに約2時間の講演を頂き、その後活発な質疑応答が行われた。

森田氏はその講演で以下の点について強調された。NPO法が平成10年に施行されてから、全国で約1万2千件、千葉県でも470件を超えるNPO法人が設立されている。千葉県は「NPO立県千葉の実現」—NPOが日本で最も活動しやすい千葉県—を目指して、6つの基本原則と9つの指針からなる「千葉県NPO活動推進指針」を定めて行動を開始している。

- NPO法人を運営していく上で大切なポイントは、
- ①NPO法人に継続して会費や寄付をいただいている会員には十分な情報を提供するとともに、ニュースレター等で名前の公表と感謝の意を尽くすこと。
 - ②NPO法人として、仲間である会員を増やし、事業を継続していくための工夫が大切で、そのためには事務局体制（執行部）を充実させること。
 - ③組織の使命を達成するためには、ボランティアとしての活動をお願いする必要があるため、事務局には相当なマネジメント力が要求される。
 - ④NPO法人の事業としてはボランティアと専門性を生かしたアイデアで、民間企業でやっていない分野で事業を展開すること。等を強調された。

この講演に引き続き、2番目のテーマとして「NPO法人としての今後の活動の活性化について」をテーマに参加者全員が参画して、ワークショップ形式で議論

した結果を整理して、今後具体的に推進していく課題を以下のように纏めた。

- ①継続会員には情報を十分に提供し、貢献した会員には広報などで感謝の意を表す。
- ②活動に多くの会員に参加してもらうためにアンケートをとるなどして、会員の特性の十分な把握に努める。
- ③事業活動の予算管理を充実させて、収支面から財政面での管理体制を強化する。
- ④行政への提言や新規事業提案プロジェクト体制を整備して推進する。

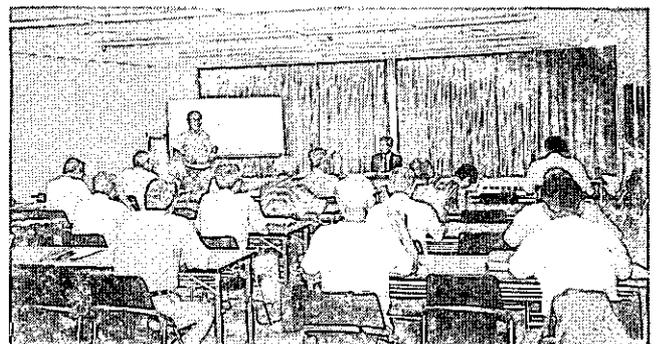
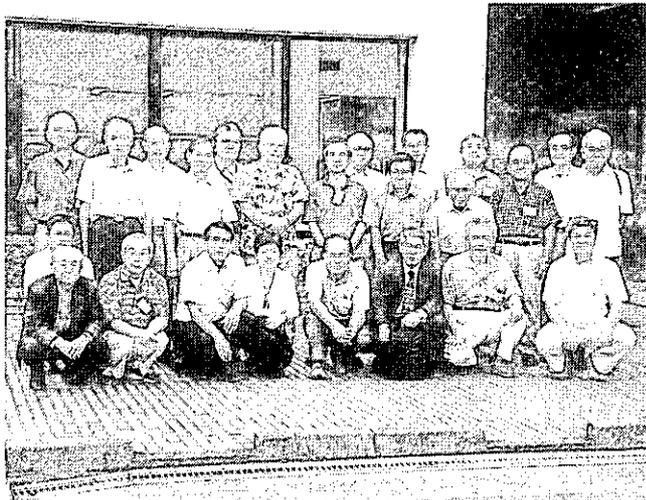
最後のテーマとして「環境省の最近の動向」として國廣副理事長から以下の内容などの説明があった。

平成15年7月の国会で成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の第11条で「環境保全に関する知識及び環境保全に関する指導を行う能力を有する者を育成又は認定する事業を行う国民、民間団体はその事業について主務大臣の登録を受けることができる」とあり、当協議会としての関わりについて今後注目する必要がある。

平成15年8月「環境カウンセラー登録制度実施規程」の改正で、環境カウンセラーには毎年「活動実績等報告書」の提出が義務付けられるとともに、パンフレット「環境カウンセラー」の一部改訂では環境カウンセラーは「環境保全に関する豊富な知識経験を持つ人材で、環境保全活動に取り組もうとする市民や事業者の相談にのるとともに、自ら環境保全活動を行ったり環境パートナーシップづくりをすることが期待される人材」と、追加された下線部分に注目する必要がある。

以上のように、大変充実した研修会であったが、これが真に実りあるものにするために、会員諸氏の絶大なご協力を切望してやまない。

(事業部長 茂利 晃)



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 各地の環境フェアに出展・参加 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

東金市「アースセレブレーション 2003」

6月7日(土) 東金文化会館において「アースセレブレーション 2003」が開催され、九十九里 ISO ネットワーク協議会のメンバーと一緒に、今年は当協議会から4名(大山、品田、吉海、林)が参加した。

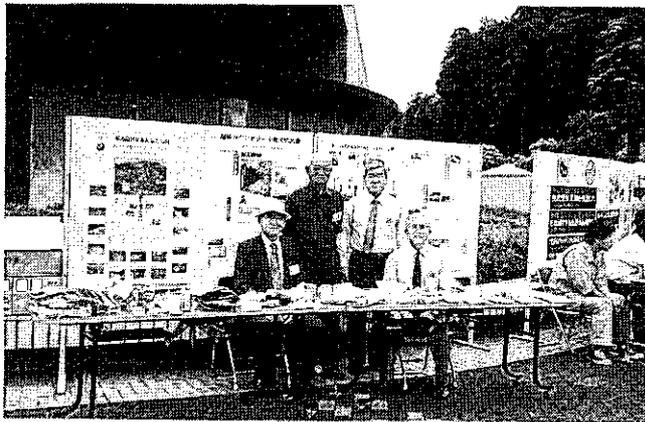
今年のイベントは大ホール・小ホールでのコンサート(地球交響曲 ガイアシンフォニー第四番くー 21世紀に生まれ育つ子供達のために →; 葉っぱのフレディくー いのちの旅 →)と映画の上映の他に、東金市および周辺地区(山武地区)の小学生が描いた環境理想のイラスト展(ネットワーク協議会のメンバーが手分けして地区内小学校にお願いして実現したもの)および地元小学生のトウキョウサンショウウオの観察記録の展示(市内の自然保護団体「ときがねウォッチングの会」の指導によるもの)など多彩な催しが実施された。

屋外では、九十九里 ISO ネットワーク協議会各社のサービスと「チビッコ」向け『体験学習』など工夫を凝らした展示も加わって、一日中、子供達を中心に大勢の市民で会場がにぎわった。

われわれの出し物は“大山さん秘蔵”のリサイクルグッズや廃棄物不法投棄の現場写真展示、さらに禁煙を訴えるパネル展示で、来場者の熱心な質問に全員が汗だくで終日説明にあたった。

九十九里 ISO ネットワーク協議会では、更に子ども達の広範囲な参加を求めて、来年の「アースセレブレーション」を盛り上げるべく熱心な討議が既に始まっており、更なる発展が期待される。

(広報部副部長 林 正徳)



暮らしと環境を考える in 袖ヶ浦

6月22日(日)、袖ヶ浦市民会館において、袖ヶ浦市主催の「第13回 暮らしと環境を考えよう in 袖ヶ浦」が開催された。当日は、17団体の出展展示と環境シンポジウムが行われ、さらに約50店のフリーマーケットも出店してにぎやかであった。

当協議会は、昨年「そでがうら地球温暖化対策地域協議会」が取り組んでいる環境省の「地球温暖化対策診断モデル事業」に協力しているが、このモデル事業への取り組みに関する出展のため3名(林、真崎、國廣)が参加した。

「地球温暖化対策診断モデル事業」は、全国5地区のモデル地区の一つとして指定を受け、市内の227世帯に参加いただいて、各世帯の平成13年10月からの二酸化炭素の排出量やライフスタイルなどについて訪問調査を行い、診断・助言する事業である。

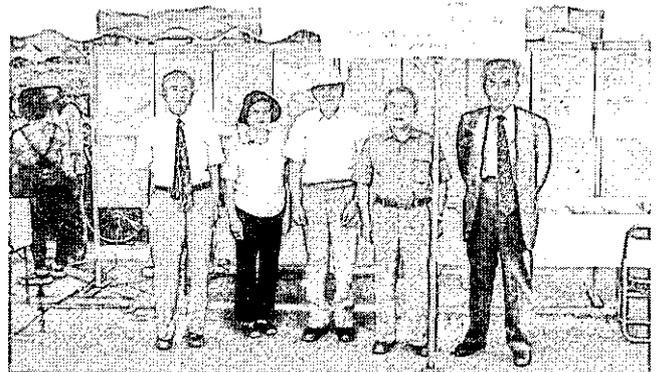
出展には、「そでがうら地球温暖化対策地域協議会」の設立の経緯と昨年10月の訪問調査で得られた全体的な診断結果をパネルで展示し説明した。

とくに「そでがうら」で共通と言える二酸化炭素削減対策は、つぎのものであると紹介した。

- 1) 待機電力を減らしましょう
- 2) 屋外灯のスイッチを人感スイッチに切り替えましょう
- 3) 白熱灯は電球形蛍光灯に切り替えましょう
- 4) エアコンフィルターはこまめに掃除をしましょう
- 5) ストープの熱は室内で循環させましょう

また、袖ヶ浦市環境シンポジウムでは、「市民活動の第一歩・環境基本計画の実現に向けて」がテーマであったが、パネリストの一人として袖ヶ浦市民でもある國廣が出席し、市民一人一人が今まで以上に積極的に温暖化対策に取り組む必要があると述べた。

(副理事長 國廣 隆紀)



暮らしと環境を考えよう in 袖ヶ浦にて

白井市環境フォーラムに参加！

白井市では行政と市内のボランティア7団体が連携して環境フォーラム実行委員会（委員長 辻川 毅）を結成し、地球温暖化対策などの環境問題について、毎年環境月間行事として市民の為の環境フォーラムを開催する事としている。平成14年度は白井市の環境基本計画の策定（14年4月公布）を記念して、お披露目と「地球温暖化対策の基礎とライフスタイルの改革」をテーマで開催し、第二回目の今年度は生活系のゴミ対策をテーマとして6月28日（土）に、白井文化ホールで近隣各市町村の方も含め150名以上の方の参加を得て開催された。

今回は白井市環境フォーラム実行委員会と白井市の主催で、NPO環境カウンセラー千葉県協議会、ストップ温暖化千葉会議も後援としてパネル展示を含め協力した。当日は主催者の挨拶に続き白井市ゴミマップと行政施策の説明、事例発表（寸劇1件、プレゼン4件）と質疑応答、交流会（参加者意見交換会）およびパネル展示が実施された。

市の環境行政の理解と市民の全主体参加型による循環型社会形成の必要性和意欲が大いに高まり、特に寸劇を含むプレゼンには多くの関心が示され「白井市環境フォーラム」の評価がいただけた。

白井市は、自治体では、日本で初めてISO-14001を取得し環境に対する意識と努力が高く、それに伴い熱意を持つ市民団体も数多く、目標を一にして垣根を乗り越え連携協調する風土が育っていることが大きな基盤ある。このチームワークは「地球温暖化対策推進法」と「地球温暖化対策推進大綱」の指針に示された「地域協議会」への結成に向けて発展していくものと期待されている。尚、次回のフォーラムは農業・食料と環境をテーマに平成16年6月に開催されるが、それまでの間に一体となった環境イベントが開催される予定である。

（地球温暖化対策センター長 辻川 毅）



第7回工場見学会実施 （コークス炉によるプラスチックリサイクル）

7月10日（木）、第7回工場見学として、会員10名で、新日鉄・君津製鉄所のコークス炉による化学原料化法を採用したプラスチックリサイクル施設を見学した。管理センターで事前に資源リサイクル部の技術者から製鉄所の紹介、プラスチックリサイクル工場の説明を受けた後、昨年4月に完成し稼働中の新設備を、質疑応答を含め約1時間研修した。

廃棄されるプラスチックは種類が多く、自治体では不燃ごみ（焼却してはいけないごみ）として分別を指導している。しかし可燃ごみの中には、不燃ごみが約10%前後も混入しているのが現状である。

平成9年に容器包装リサイクル法が施行されて以来、有効なりサイクル技術の確立が急がれていた。鉄鋼業界では、NKKが高炉還元法で先行していたが、新日鉄はコークス炉による化学原料としての利用技術を確立した。平成14年度、全国の廃プラ量約37万tのうち、約60%が鉄鋼業でリサイクルされている。

新日鉄では、君津を始め室蘭、名古屋、八幡の各製鉄所で同方式によるリサイクル施設を採用している。自治体が分別収集した廃プラの中から、異物、塩ビを除去し、破碎・減容成形してコークス炉に投入できるので、設備的にも、経済的にも有利な前処理法といえる。

廃プラ成形物は、石炭と混合されてコークス炉に投入され、約1200℃に無酸素状態で加熱される。その結果、20%のコークスと40%の炭化水素油と40%のコークス炉ガスが生産され、コークスは高炉還元剤に、炭化水素油は化学原料に、コークス炉ガスは所内の発電所、加熱炉用にそれぞれ利用される。

プラスチックが持つ特性が無駄なく利用され、君津で約5～6万t/年、新日鉄全体で廃プラ量の約1/3（12万t/年）が有効にリサイクルされていることを知り、私達市民は更にプラスチックの分別を強化する必要があると感じた見学会であった。

（廃棄物対策センター長 大山長七郎）



第6回企業環境セミナー

(エコメッセちば 2003 賛同行事)

「中小企業における ISO14001 の活用の仕方」

ISO14001 は大変よく出来た規格だと言われています。しかし、認証を取得しても本当に組織に寄与し、メリットは出ているのか？が議論されています。認証取得はしたものの運用で悩んでおられる組織が多いのではないかと思います。

そこで今回のセミナーでは特に中小企業において ISO14001 をどのように活用するのがよいかをその道で長年、工夫を凝らして推進してこられた千葉県協議会 EMS 支援センターの天川秀喜氏が基調講演を行い、ISO14001 の活用に努力しておられる 3 社（当協議会が構築支援しました大里総合管理㈱、当協議会から内部監査員レベルアップセミナーの講師を派遣し、千葉商工会議所の会員でもある東芝パソコンシステム㈱、千葉商工会議所の会員である㈱内山アドバンス）の事例を紹介いたします。必ず、何かを得ることができるものと考えます。ご期待ください。

1. 開催日時 平成 15 年 10 月 17 日 (金) 13:00~17:00 (開場: 12:30)

2. 会場 千葉商工会議所 14 階第 1 ホール
(千葉市中央区中央 2-5-1)

開会挨拶 (13:00~13:15)

第 1 部

1. 基調講演 (13:15~14:15)

「中小企業における ISO14001 の活用の仕方」
(活動成果をより効果的にあげていくポイントは?)

天川秀喜氏 (環境マネジメントシステム主任審査員)

2. 事例紹介 (14:15~15:40)

(1) ISO14001 のわが社の実践 (20 人足らずの会社における地域貢献と ISO14001 とは?)

野老真理子氏 (大里総合管理㈱社長・不動産管理業)

(2) 環境マネジメントシステムの実践 (一般的な取り組みから、特色ある取込みへ)

木下順生氏 (東芝パソコンシステム㈱ 総務部環境グループ参事・パソコン製造業)

(3) 環境マネジメントシステムの適用事例 (当社千葉工場の ISO14001 における取り組みと活用について)
稲川達三氏 (㈱内山アドバンス ISO 管理部・生コン製造・販売業)

第 2 部

1. パネルディスカッション (16:00~17:00)

「中小企業における ISO14001 の活用の仕方」

コーディネーター: 二宮恵氏 (EMS 支援センター長)

パネリスト: 天川秀喜氏、野老真理子氏、木下順生

氏、稲川達三氏、吉海照直氏 (EMS 支援センター幹事)

2. 個別相談 (16:00~17:00)

パネルディスカッションと同じ時間帯に 13 階小会議室にて行う。

主催: NPO 法人環境カウンセラー千葉県協議会、
千葉商工会議所

後援: 千葉県、千葉市、(社) 千葉県環境保全協議会、
(社) 千葉県産業廃棄物協会、千葉銀行、京葉銀行、
千葉興業銀行、ジェットロ千葉貿易情報センター、
千葉県商工会議所連合会、環境新聞社、(財) 千葉県環境財団

参加費 1,000 円 定員 200 名 (先着順)

申込み締切り 平成 15 年 10 月 6 日 (月)

お問い合わせ及び申し込み先

☆ NPO 法人環境カウンセラー千葉県協議会

TEL&FAX: 0436-61-2083 (二宮)

E-Mail: ninomiya@sannet.ne.jp

(申し込みに必要な事項)

氏名:

会社・所属:

〒・住所:

TEL/FAX:

E-Mail:

個別相談要否 (要の場合はその内容):

以上

(本セミナー開催の背景)

企業環境セミナーは毎年 10 月後半に千葉県の「エコメッセちば賛同行事」として開催し、今年で第 6 回目になります。

千葉県協議会の大きなイベントの一つで今年も千葉商工会議所の強力な共催で開催できる運びとなりました。今までは ISO14001 の認証取得を中心に議論を展開しましたが、今年は ISO14001 の更なる発展を目指して「ISO14001 の活用」に焦点を当てました。ISO14001 認証取得済みの組織は勿論のこと認証取得を目指す組織におかれましても参考になる筈です。ISO14001 に関心をお持ちの方々お誘い合せの上ご参加いただきますようお願いいたします。

(EMS 支援センター長 二宮 恵)

千葉県の公共事業に、 新入札参加格付け基準！！

平成15年7月24日の日刊建設新聞及び、千葉日報によると、「千葉県土木部は公共事業入札の透明性向上のため、平成15～18年度の入札参加資格者名簿の作成と格付け方針などについて明らかにした」との報道があった。

格付け方針変更の内容は、従来、格付け評価は、公共工事入札適正化法により定められている「客観点数」に変更はないが、県独自の判断基準で決めることができる「主観点数」の評価項目を2項目から工事成績、安全対策、ISO取得状況、技術職員数、障害者雇用状況の5項目に変更し、評価点の合計は100点から300点になった。変更の目的について、千葉県土木部管理課は明言していないが、京都議定書による、二酸化炭素削減の国際的な批准対応として、国は様々な環境対応法律を施行している。その中の通称グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）で求められている法律の遵守と、評価基準の明確化があると思われる。

環境カウンセラー千葉県協議会のEMS支援センターは、千葉県内の様々な組織に対して、環境経営が地球温暖化対策および組織の存続に重要な役割を持っていることを「企業環境セミナー」や、組織訪問でお知らせし、ご理解をいただいた数社についてISO14001認証取得の支援を完了し、現在も数社の認証取得支援を実施している。

千葉県内でのISO14001認証取得の状況は、大企業はほとんど取得、行政も県庁をはじめ、教行政が取得し、中小企業では大企業と取引がある企業が取得している状況で、まだまだ数多くの組織での認証取得の必要性がある中で、環境経営の重要性の認識が少し不足している組織が多いのが実態である。

EMS支援センターは、今後、企業環境セミナーや組織訪問など様々な機会を通じて、環境経営による地球環境保全と組織の存続のため、強力なPR活動、支援活動を展開していきたい。

(EMS支援センター幹事 山本光男)

一都三県でディーゼル条例を 10月より施行

無意識に吸っている空気は大丈夫か！！

千葉県内の大気環境は一般環境大気測定局、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質等は自動車排ガス測定局で測定され、前者では更に光化学オキシダントが定期的に測定されており、ともに公開されている。

千葉県の平成13年度の環境基準達成率によれば、一般局の浮遊粒子状物質が61%、二酸化窒素が54%で、自動車局は各々40、14%で未達であるが、その他は全て100%であった。粒子状物質は呼吸器系の疾患(喘息等)、発癌性、花粉症などの健康被害がある。二酸化窒素自体では鼻などで除去されるので健康上の直接的問題はないが、光化学オキシダント生成に関係したり、必ず同居する一酸化窒素は何の抵抗もなく肺の深部まで到達して呼吸器疾患(自然気胸等)や肺癌発症に関係したりしているので、健康が確保されているとはいえない。

固定発生源より自動車等の移動発生源が原因であるとの認識が1989年頃に漸く形成された。2002年の中央環境審議会の第5次答申を受けて、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NO_x・PM法)が2002年6月に大幅に第6回目改正され、同年10月および2003年4月に施行され、千葉県が該当している。しかし、本法は、ディーゼル車の猶予期間を車種により、8～12年間に定めたのみで速効性がない。

そこで東京、埼玉、千葉、神奈川の一都三県が同一歩調で、ディーゼル車の条例が施行される。種々の規制があるが、画期的なことは10月1日から未適合車の運行を禁止する運行規制である。車種により、7年経過した車は、DPFまたは酸化触媒装置を装着すれば適合車と見なされる。しかし、車検証有効期間は自動車NO_x・PM法により規制される。これは、黒煙を撒き散らす排ガス容認時代との決別を意味するが、不況下での中小企業は悲鳴を上げている。

(監事 廣川一男)

広報 環境カウンセラーちば 第20号 (発行日 2003年9月19日)

発行：特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会 (発行責任者：土田 茂通 会員：105名)

ホームページアドレス：<http://www005.upp.so-net.ne.jp/ec-chiba/index.htm>

事務局：千葉市美浜区真砂3丁目18番2棟505号 戸村 泰方

Tel 043-270-6600 Fax 043-270-6601 (各種ご相談、お問い合わせはこちらに)

郵便振替口座：00110-5-34692 (会費未納の会員は、こちらに入金して下さい)

編集：広報部 野口 久、藤田 忠宏、林 正徳、二宮 恵、大山 長七郎、松本 源寿

Tel& Fax 04-7122-6877、E-Mail hisanogu@lapis.plala.or.jp (記事の寄稿はこちらに)

(古紙100%再生紙使用)